○○町自主防災組織　規約

（名称）

第１条この会は、○○町自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

（活動の拠点）

第２条　本組織の活動拠点は、次のとおりとする。

(1)　平常時は○○とする。

(2)　災害時は○○とする。

（目的）

第３条　本組織は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、津波その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

（事業）

第４条本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

(2)　地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。

(3)　防災訓練の実施に関すること。

(4)　地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、

救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。

(5)　防災資機材の整備及び食糧等の備蓄に関すること。

(6)　他組織との連携に関すること。

(7)　その他本組織の目的を達成するために必要な事項

（会員）

第５条　本組織は、○○町内にある世帯をもって構成する。

（役員）

第６条　本組織に次の役員を置く。

(1)　会長　　　　　　１名

(2)　副会長　　　　若干名

　(3)　防災委員　　　若干名

　(4)　班長　　　　　若干名

　(5)　監査役　　　　　２名

　２　役員は、会員の互選による。なお、防災委員は、消防職員・団員ＯＢなどを　　　もってその職をあてるものとし、会長が指名した者とする。

　３　役員の任期は、防災委員は○年、その他のものは○年とする。ただし、再任することができる。

（役員の責務）

第７条　会長は、本組織を代表し、会務を総括するとともに、目的達成のための事業を執行する。

　２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

　３　防災委員は、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わるとともに、防災計画及び訓練計画の立案を行う。

　４　班長は、事業の実務を担うほか、班活動の指揮を行う。

　５　監査役は、会の会計を監査する。

（会議）

第８条　本組織に、総会及び幹事会を置く。

（総会）

第９条　総会は、全会員をもって構成する。

　２　総会は、毎年１回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

　３　総会は、会長が招集する。

　４　総会は、次の事項を審議する。

(1)　規約の改正に関すること。

(2)　防災計画の作成及び改正に関すること。

(3)　事業計画に関すること。

(4)　予算及び決算に関すること。

(5)　その他、総会が特に必要と認めたこと。

５　総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第１０条　幹事会は、会長、副会長、防災委員及び班長によって構成する。

　２　幹事会は、次の事項を審議し、実施する。

(1)　総会に付議すべきこと。

(2)　総会により委任されたこと。

(3)　その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第１１条本組織は、第４条に定める事業を実施するための防災計画を作成する。

　２　防災計画は、次の事項について定める。

(1)　自主防災組織の編成及び任務に関すること。

(2)　防災知識の普及に関すること。

(3)　災害危険の把握に関すること。

(4)　防災訓練の実施に関すること。

(5)　地震等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出

救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営

及び他組織との連携に関すること。

(6)　その他必要な事項

（会費）

第１２条　本組織の会費は、総会の議決を経て別に定める。

（経費）

第１３条本組織の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

（会計年度）

第１４条　会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（会計監査）

第１５条　会計監査は、毎年１回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

　２　監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

　この規約は、令和○年○月○日から施行する。